

## セミナー受講報告書

業務部の知的財産関係業務の情報収集・業務研究として、下記のとおり、セミナーを受講してきましたので、報告します。

### 記

主催者：社団法人 著作権情報センター  
セミナー名：CRIC 著作権特別講演会 2009 大阪  
日時：平成21年8月21日 14:00～16:00  
場所：御堂会館（大阪府中央区）  
テーマ：著作権行政をめぐる最新の傾向について  
講師：前文化庁長官官房 著作権課課長 山下和茂氏

この講演会では、平成21年に行われた著作権法改正（平成22年1月施行）の目的と概要、および今後の課題について、法案を作成された行政担当の立場から解説されました。

今回の法改正は、インターネットの普及という背景に応じて、その中でデジタルコンテンツの利用を促進していく目的を持って行われたという大きな特徴があります。

主な内容としては、過去のテレビ番組などのコンテンツをインターネット配信する際に、著作権（隣接）権侵害が起こらないように、所在不明な出演者に代わって**文化庁長官**が裁定を行なう**制度**ができたり、検索サービス業者が、各webサイトの内容（著作物）を収集・記憶する行為を、**複製権**の侵害から外したりといった改正です。

これらの改正は、著作権法の本来の目的である文化の発展とは違い、産業利用を促進するという利用者側からの要請にこたえる形で行われたもので、著作権者の権利を弱める方向であるという特徴があります。デジタルコンテンツを利用した新しいビジネスを考える際に、違法になるかもしれないということで躊躇していた部分が明確に適法であると規定されていますので、その点を正確に我々が接する企業や一般利用者に伝達して新しいビジネスの発展に貢献できるように、改正内容を理解しておくことが必要と考えます。

現時点での課題として、今年度中に、権利制限の一般規定（日本版フェアユース）の問題を結論付けるように政府の要請があり、現在検討が行われていることが紹介されました。この課題について講師は、利用者と権利者それぞれの立場で主張がまとまらない大きな課題であり、デジタル化の波という一時的な状況下で拙速な法制化をすべきでないとの持論を述べられたが、今後の動きを注目したいと思います。

この講演会で得られた著作権の最新情報を、今後の知財業務の開発、及び知財研修に活かして行きたいと思います。

以上

（知的財産部会 副座長 赤股英之）